

門真市都市計画施設の区域及び市街地開発事業の施行区域内における建築許可に関する取扱い要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の都市計画施設の区域又は市街地開発事業の施行区域（以下「区域」という。）内における都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第53条第1項の許可（以下「許可」という。）について、市長が許可を行うことができる場合について定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、法、建築基準法（昭和25年法律第201号）及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）で定めるものをいう。

(許可の方針)

第3条 市長は、許可の申請があった場合において、当該申請に係る建築物が次に掲げる要件に該当し、かつ、容易に移転し、又は除去することができるものであり、円滑に都市計画事業を施行する上で支障を及ぼすおそれがないと認める場合は、その許可を行うことができるものとする。

- (1) 階数が3であり、かつ、地階を有しないこと。
- (2) 主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。
- (3) 建築物が区域の内外にわたる場合、区域内の部分を容易に分離できる等、設計上の配慮がなされていること。

(添付書類)

第4条 許可の申請に当たっては、3階建て建築物の概要（別記様式）その他市長が必要と認める資料を添付することとする。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。